

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年12月11日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 CoCoLo長岡
所在地 長岡市城内町一丁目611番1号
設置者 東日本旅客鉄道株式会社 他1者
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更
(変更前) 株式会社トッキー 代表取締役 加藤 順一
(変更後) 株式会社トッキー 代表取締役 古川 岳史
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社トレンディ 他77者
(変更後) 株式会社トレンディ 他71者
- 3 変更年月日
 - (1) 平成28年6月30日
 - (2) 平成30年7月20日 他
- 4 変更の理由
 - (1) 代表者が変更したため
 - (2) 小売業者の代表・住所・社名の変更及び退店のため
- 5 届出年月日
平成30年10月22日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成30年12月11日から平成31年4月11日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp